三鷹市議会会議規則の一部を改正する規則

三鷹市議会会議規則（昭和42年三鷹市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第131条第１項を次のように改める。

請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

請願者が署名した場合は、押印を省略できるものとするとともに、規定を整備するため、本案を提出します。